

別紙 1

契約物品売払仕様書

1 売払物品

- (1) 別紙 2 「契約物品明細書」のとおり
- (2) 売払物品は、花巻市において不用となった使用済み OA 機器であり、動作及び部品の品質については保証しない。

2 売払物品の引渡し場所

花巻市役所本庁 3 階（岩手県花巻市花城町 9 番 3 0 号）

3 売払物品の搬出期限 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）

売払物品の搬出日は、契約後広報情報課担当者と買受人と協議の上、決定すること。

4 売払代金の納入

契約締結後、花巻市が送付する納付書に記載の納付期限までに納付すること。

5 売払物品の搬出作業

(1) 引渡し場所の養生

買受人は、搬出時に引渡し場所の建物等を破損しないよう、必要に応じて養生等を行うこと。

(2) 記憶媒体の破壊処理

ア 買受人は、搬出時に引渡し場所敷地内において、広報情報課担当者立会いのもと売払物品に内蔵されている記憶媒体のオンサイト消磁処理及び物理破壊を行うこと。

イ 物理破壊は、売払物品から記憶媒体を取り出した上で、記憶媒体に 4 ヶ所以上の穴を開ける、又は破砕すること。

ウ 記憶媒体の物理破壊に要する機器は買受人が準備すること。

エ 具体的な破壊方法については、別途、広報情報課担当者と協議の上、決定すること。

(3) 身分の証明

買受人は、清潔なユニフォーム及び会社名と氏名を記載した名札を着用し、身分を証明できるようにすること。

6 オンサイト消磁処理及び物理破壊証明書の提出

(1) 買受人は、売払物品の引渡し後速やかにオンサイト消磁処理及び物理破壊証明書を広報情報課に提出すること。

(2) 証明書には、物理破壊を行った日時、場所、担当者、品目、台数、社名及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。

7 売払物品の再販について

- (1) 再利用可能なディスプレイ以外の物品については金属資源以外としての再販は認めない。
- (2) ディスプレイを再販する場合は、花巻市を特定できる資産管理ラベル及びシール類等は全て剥離・除去すること。
- (3) ディスプレイは現状引渡しであり動作を保証するものではないこと。
- (4) ディスプレイを再販することによる全ての責任は買受人が負うものとする。

8 秘密保持義務

- (1) 業務において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (2) 業務の実施にあたり、第三者への委託（再委託）は認めない。

9 その他

- (1) 契約の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 契約を履行するにあたり事故等が発生した際は、速やかに広報情報課担当者へ報告すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、花巻市と買受人が双方協議の上、決定すること。
- (4) 搬出及び引渡し後に発生する費用については、すべて買受人の負担とすること。